

改正

(趣旨)

第1条 この規程は、杵築市契約事務規則（平成23年杵築市規則第19号。以下「契約事務規則」という。）その他別に定めがあるものを除くほか、物品及び役務（建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理に関するものを除く。）の調達等に関する契約（以下「物品購入等契約」という。）に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(執行の承認)

第2条 物品の調達及び役務の調達等（以下「物品の購入等」という。）を主管する課長（課長に相当するものを含む。以下「主管課長」という。）は、物品の調達を発注するときは、物品等購入入札に、役務の調達を発注するときは委託業務施行伺（以下「施行伺書」という。）に、必要事項を記載し次に掲げる書類を添付のうえ、執行についての決裁を受けなければならない。

- (1) 仕様書
- (2) 積算根拠
- (3) 契約書（案）
- (4) 指名業者名（第5条に規定するものについては不要）

(施行伺書の送付)

第3条 主管課長は、前条の規定により物品の購入等の執行の承認を得たときは、施行伺書、仕様書その他必要な書類を添えて、契約担当課長に送付するものとする。

(入札手続)

第4条 契約担当課長は、次に掲げる事項を定めて入札の手続をしなければならない。

- (1) 入札の日その他契約日程に関する事項
- (2) 入札に参加すべき業者等に関する事項
- (3) 契約条件その他必要な事項

(物品製造等契約入札参加者審査委員会及び物品・製造等指名委員会に付議すべき事項)

第5条 契約担当課長は、前条の手続にあたり、杵築市物品・製造等に係る要件設定型一般競争入札実施要領（平成22年杵築市告示第50号）第2に規定する物品の購入等について、あらかじめ契約の方法及び一般競争入札で執行する場合の入札に関する事項を杵築市物品製造等契約入札参加者審査委員会に付議しなければならない。

2 契約担当課長は、前条の手続にあたり、杵築市物品・製造等指名委員会規程（平成22年杵築市訓令第7号）第2条に規定する物品の購入等について、あらかじめ当該指名競争入札に参加すべき業者の選考を物品・製造等指名委員会（以下「指名委員会」という。）に付議しなければならない。

(契約の特例)

第6条 次に掲げる物品の購入等の随意契約によるものについては、第3条及び前条の規定にかかわらず、その契約手続を主管課長が行うものとする。

- (1) 契約金額が80万円を超えない物品の購入
- (2) 契約金額が50万円を超えない委託契約

- (3) 契約金額が40万円を超えない賃貸借契約
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号から第9号までのいずれかに該当する契約
(入札結果の通知)

第7条 契約担当課長は、入札により落札者等が決定したときは、入札結果表を作成し、主管課長に送付するものとする。
(契約の締結)

第8条 入札又は見積により契約の相手方が決定したとき、杵築市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年杵築市条例第53号)第2条及び第3条に該当する契約について議決があったときは、主管課長は所定の決裁を受け速やかに契約を締結しなければならない。
(契約の変更)

第9条 主管課長は、契約の変更をしようとするときは、変更理由及び内容その他必要事項を施行伺書に記載し、物品の購入等の変更の決裁を受けなければならない。
2 主管課長は、前項の決裁を受けたときは、速やかに受注者に契約変更の通知をし、契約の変更をするものとする。
(完了の通知)

第10条 受注者は、物品購入等契約が完了したときは、速やかに契約担当者に完了の通知を行うものとする。
(検査の実施)

第11条 物品購入等契約の検査は主管課長が行うものとする。
(目的物の引渡)

第12条 主管課長は、請負者から引渡書の提出があったときは、内容を確認のうえ引渡を受けるものとする。
(書類の様式等)

第13条 契約事務等に必要な書類の様式は次のとおりとする。

- (1) 物品等購入伺 (様式第1号)
- (2) 委託業務施行伺 (様式第2号)
- (3) 指名業者名 (様式第3号その1 物品用)
- (4) 指名業者名 (様式第3号その2 委託用)
- (5) 指名競争入札執行通知書 (様式第4号その1 物品用)
- (6) 指名競争入札執行通知書 (様式第4号その2 委託用)
- (7) 入札(見積)結果表 (様式第5号その1 物品用)
- (8) 入札(見積)結果表 (様式第5号その2 委託用)
- (9) 契約解除通知書 (様式第6号その1 物品用)
- (10) 契約解除通知書 (様式第6号その2 委託用)
- (11) 物品等納入完了通知 (様式第7号)
- (12) 委託業務完成通知 (様式第8号)
- (13) 物品等目的物引渡書 (様式第9号)
- (14) 委託目的物引渡書 (様式第10号)

- (15) 請求書 (様式第11号その1 物品用)
- (16) 請求書 (様式第11号その2 委託用)
- (17) 随意契約理由書 (様式第12号)

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年6月24日訓令第8号)

この訓令は、平成27年6月24日から施行する。

様式 省略